

意見書案第1号

政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年3月12日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	石川建二
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎
	〃	齋藤温

政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を求める意見書

政治資金規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の公開などを通して政治活動の公明と公正を確保することで、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。

しかしながら、政治団体の会計責任者に対して義務付けられている会計帳簿への政治資金の収支不記載や収支報告書そのものの不提出の事案、とりわけ、昨今では、政治資金パーティーの対価、いわゆるパーティー券の収入に関する義務の不履行が次々と明らかになり、政治資金の収支状況が不透明になっている現状に対して、同法の精神や目的に照らし、国民の政治不信が高まる事態となっている。

また、本年2月に実施された民間の世論調査によると、収支報告書に不記載のいわゆる裏金を受け取った議員が使い道について、「説明する必要がある」と回答した割合は84.9%に上るなど、問題の徹底解明を求める世論の声は圧倒的多数となっており、政治不信の高まりを裏付ける結果となっている。

このような中、首相は国会において不記載の実態把握に努めると答弁したものの、本年2月5日に示された、収支報告書の訂正に関する議員の暫定的なリストには、還流（キックバック）を受けた政治団体名、金額、代表者名は記載されていたが、裏金受領の日付や支出額、還流が始まった経緯や収支報告書に記載しなかった理由等、具体的な説明の記載が一切なく、このことは、同法の根本精神を踏みにじった違法行為という認識と反省が欠如していることの表れである。

よって、国におかれては、国民の政治への信頼を取り戻すため、あらゆる手段を講じて政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長 宛て
内閣総理大臣
総務大臣

意見書案第2号

政治家の政治資金に関わるコンプライアンス遵守を求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年3月13日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者 川崎市議会議員 原典之

〃 堀添健

〃 浜田昌利

〃 仁平克枝

政治家の政治資金に関わるコンプライアンス遵守を求める意見書

国会議員による政治資金パーティーをめぐる事件で、政治資金収支報告書に不記載又は虚偽記載をして、現職国会議員が政治資金規正法違反の疑いで逮捕されるなど、政治資金に関わる政治家のコンプライアンスの欠如が国民から厳しい指摘を受けている。

政治資金規正法は、第2条の基本理念において、政治資金は、適切に運用される必要がある旨、また同条第2項において、「政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない」と定められ、政治活動を国民の監視の下に置くことで公正性を確保することを狙いとしている。

このような情勢を受け、現在、国会においては政治資金規正法の改正など連日議論が行われており、国会では岸田首相が、最大の問題点は、現行の法律ですら遵守が徹底されなかったということ、すなわちコンプライアンスが欠如していた点であり、党としても説明責任と政治責任を果たしていかなければならない旨の答弁をしている。

よって、国におかれては、再発防止に向けて、政治資金の透明性を高め、政治家の責任の厳格化等を含めた政治資金規正法改正の議論を深めていくよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣

財務大臣

意見書案第3号

大阪・関西万博の開催時期や会場の追加を含めた開催手法の見直しを求め
る意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提
出いたします。

令和6年3月12日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	月本琢也
	〃	三宅隆介
	〃	吉沢章子
	〃	飯田満
	〃	重富達也

大阪・関西万博の開催時期や会場の追加を含めた開催手法の見直しを求める
意見書

2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）は、大阪市此花区夢洲を会場として、令和7年4月から10月までの半年にわたって開催をする準備が進められているが、会場建設費を始めとした、各種経費の膨張による国民負担の増加が新聞等各種メディアで大きく報じられるなど、課題が山積している。

このような中、資材価格の高騰や人手不足を背景とした建設会社との交渉の難航等の影響により、かねてから準備の遅れが指摘されてきたが、大阪・関西万博を運営する日本国際博覧会協会は、本年2月に参加者自らが建築する必要があるパビリオンタイプA（敷地渡し方式）に関する、大規模な建設作業の完了目標を本年7月から10月中旬へと変更したところである。

また、会場となる夢洲は、廃棄物等の埋立地であることから、電気やガスといったライフラインの整備のほか、地盤沈下対策や液状化対策を含む大規模な土地造成工事がパビリオン等の各種施設や設備の建設と並行して進められているが、本年元旦に発生した令和6年能登半島地震の復旧・復興に必要な建設資材や人員の確保等に影響を与えることが懸念される。

さらに、来場者数については、国内外から約2,820万人の来場を想定しているが、大阪府の宿泊施設の平均客室稼働率は、訪日外国人の増加と国内旅行の回復があいまって、昨年8月時点においても、東京都を超える80%となっていることから、大阪・関西万博の開催時に一時的に増大する需要について、大阪府のみで対応することは困難である。

よって、国におかれては、多額の国費が投じられる大阪・関西万博について、令和6年能登半島地震の復旧・復興の優先と会場となる夢洲の着実な整備等のため、開催時期の延期や宿泊施設の受入能力に比較的余裕があり、かつ、コンベンション施設を有する兵庫県、奈良県、和歌山県等の関西圏の近隣都市にも会場を追加し分散開催するなど、開催時期や会場の追加を含めた開催手法を見直すことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
経済産業大臣
国際博覧会担当大臣